令和７年６月６日
三原市財務部契約課

「三原市週休２日適用工事等実施要領（土木工事）」及び
「三原市週休２日適用工事等実施要領（建築工事）」の改正について

「三原市週休２日適用工事等実施要領（土木工事）」及び「三原市週休２日適用工事等実施要領（建築工事）」を改正します。

１　要領の改正

（１）土木工事

ア　月単位での週休２日の取組を継続して実施し、通期（対象期間全体）での週休２日の補正は廃止。

イ　請負対象設計金額３億円以上の建設工事を対象に「完全週休２日（土日）適用工事」又は「完全週休２日（交替制）適用工事」とし、原則「受注者希望型」で実施。

	改正前	改正後	
対象	・全ての建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額 ３億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額 ３億円以上の建設工事
発注形式	【月単位】 発注者指定型	【月単位】 発注者指定型	【完全週休２日】 受注者希望型
補正対象	・月単位 ・通期	・月単位 ・通期（補正なし）	・週単位（完全週休２日） ・月単位 ・通期（補正なし）

（２）建築工事

ア　原則、月単位の発注者指定型で実施する。なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認める。

イ　４週６・７休の補正係数の廃止。

ウ　補正係数の変更。

	改正前	改正後
対象	・全ての建築工事	・全ての建築工事
発注 形式	【月単位】 発注者指定型	【月単位】 発注者指定型
補正 対象	・４週８休以上 ・４週７休以上４週８休未満 ・４週６休以上４週７休未満	・月単位 ・通期

２　施工期日

令和７年６月 24 日以降に公告する工事に適用する。

３　その他

実施にあたっては、三原市週休２日適用工事等実施要領（土木工事）、三原市週休２日適用工事等実施要領（建築工事）に基づき行います。実施要領は、三原市財務部契約課ホームページから入手出来ます。

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/keiyakuka/177622.html

問い合わせ先
三原市財務部契約課工事検査係
担当　係長　濵中　幸宏
電話　０８４８-６７-６０７６